

介護職員処遇改善支援交付金の支給について

介護職員処遇改善支援交付金を下記のとおり支給する。

1. 交付金は、全額職員に毎月の給与・又は賞与にて「処遇改善手当②」として支給する。
2. 支払方法は、職員の給与振込口座に支給日に支払う。
3. 毎月、事業所の正職員・パート職員（介護職員）に配分し支給する。

株式会社 誘喜
代表取締役 石破 佑実子